

○丹波市立看護専門学校の授業料等の徴収に関する条例の規則で定める
日を定める規則

平成30年 6 月26日

規則第38号

丹波市立看護専門学校の授業料等の徴収に関する条例（平成26年丹波市条例
第15号）附則第2項の規則で定める日は、平成31年8月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。